

平成26年度第2回定例会

日 時： 平成26年7月29日（火）午後1時30分から

場 所： 図書館本館 講座室

出席者： （図書館協議会委員）会長、副会長、委員3名

（事務局）図書館長、企画運営係長、子ども読書支援係長
総務係長、総務係担当、企画運営係担当

会長： 本日は委員2名より欠席の連絡が入っているが、委員定数7名のうち半数以上が出席しているため、多摩市図書館協議会規則第4条により平成26年度多摩市図書館協議会第2回定例会を開催する。

では事務局より配布資料の確認をお願いする。（事務局配布資料の確認）

会長： 本日の議題に入る。はじめに議題1「多摩市教育振興プランの更新に関する意見について」事務局より説明をお願いしたい。

館長： 資料2-2をご覧いただきたい。こちらは先日の教育委員会で決定された「多摩市教育振興プラン（平成22年3月策定）更新方針」であり、多摩市の教育活動についての計画を定めたもの。教育基本法により地方公共団体は振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされており、この規定に基づき「多摩市教育振興プラン」を策定したが、平成26年度をもって計画の対象とする期間が満了するため更新するもの。

更新の考え方としては、教育を取り巻く環境が変化し新たな問題が生じているが、「多摩市教育振興プラン」で定める教育目標・基本方針、それらに基づく施策は継続して取り組むべき内容と考えられる。そのため今回の更新では、「教育目標」「基本方針」「施策の方向性」は原則として維持し、「施策の柱」については必要に応じて見直しを図るといったもの。見直しにあたっては、目標がどこまで達成できたか、社会変化に伴う課題は何か、市の進める施策と乖離のないものであるか等に留意し見直しをおこなう。

これまでの「多摩市教育振興プラン」の取組状況について、資料2-2「多摩市教育振興プランの体系」に基づき説明する。「施策の柱」は大きく4つあり、「確かな学力を育成する」「豊かな心を育成する」「健やかな体を育成する」「教育力の連携」となっている。そのうち図書館が関わるものとしては、「確かな学力を育成するための学校への支援 ③情報・メディア教育の推進」「確かな学力を育成するための家庭への支援 ①教育委員会や学校からの積極的な情報発信」「豊かな心を育成するための学校への支援 ③体験活動の機会の充実と支援」「豊かな心を育成するための地域への支援 ①様々な活動のための居場所づくり」「健やかな体を育成するための学校への支援 ②学校給食の充実と食育の推進」であ

る。

それぞれの具体的な取組状況は資料 2-2 の 11～40 ページにあり、そのうち図書館に関するものは次のとおり。

15 ページの「1 確かな学力を育成するための (1) 学校への支援 ③情報・メディア教育の推進」の現在までにおける施策の取り組み内容・成果としては、「ウ市立図書館が学校図書館に対し、図書館システムの活用、調べ学習用資料の提供などの支援を行った。」また「新たに生じた時代変化」としては、「イ 国では平成 25 年度に『第三次子どもの読書活動推進に関する基本的な計画』を決定し、読書活動のより一層の推進を目指すこととされたほか、学習指導要領でも『読書活動の充実』を目指している。」とした。「今後の方向性」では、「イ 学校図書館が児童・生徒の読書活動の中心的な役割を担えるよう、市立図書館が支援するとともに、調べ学習の手法を検討していく」ことが考えられている。

19 ページの「1 確かな学力を育成するための (2) 家庭への支援 ①教育委員会や学校からの積極的な情報発信」では、事業実施評価表として資料 2-1.1 および 2-1.2 に記載があるように「子ども向け図書館ホームページ」の作成を行っている。

また、24 ページの「2 豊かな心を育成するための (1) 学校への支援 ③体験活動の機会の充実と支援」では職場体験を挙げており、おもに教育指導課の取り組みとなっているが、図書館は職場体験の受け入れ先として関わっている。

続いて 27 ページの「2 豊かな心を育成するための (1) 地域への支援 ①様々な活動のための居場所づくり」の取り組み内容・成果としては、「イ 子どもの読書活動を推進する取り組みとして『第二次多摩市子どもの読書活動推進計画』を策定し、様々な事業を行うことにより、子どもが本に親しむ機会を充実させた。」「新たに生じた時代変化」としては、「ア 国では平成 25 年度に『第三次子どもの読書活動推進に関する基本的な計画』を決定し、読書活動の推進を目指している。」とした。今後の方向性としては、「イ 図書館では、学校図書館との連携、言語表現活動の取り組みなどにより、子どもの読書活動を推進していく。」となっている。

次に 28 ページの「2 豊かな心を育成するための (1) 地域への支援 ②社会活動の充実及び連携」の中に郷土に関する取り組みがある。ここでは図書館の取り組みについて具体的な記載はないが、資料 2-1.2 の実施評価表には「行政・郷土資料の提供」として「行政資料の提供及びニュータウン資料の収集、整理、提供を行った」とある。

30 ページの「3 健やかな体を育成するための (1) 学校への支援 ②学校給食の充実と食育の推進」ではおもに学校給食センターが取り組んでいるが、図書館においては、6月に行う各館の展示のテーマを「食育」として行っている。図書館に関する取り組みについては以上。

この「教育振興プラン」はおもに「学校教育」を中心としたもので、「家庭教育」については「こどもプラン」、「社会教育」については「生涯学習推進計画」の取り扱いとなっているため、「学校教育」ということを踏まえて、教育振興プランの取り組みについて図書館協議会のご意見をいただきたい。

会長： この教育振興プランの策定は現在どこまで進んでいるのか。

館長： 現在は、教育委員会から教育委員会の附属機関へ意見照会を行っているところ。7月中に意見照会を行い、その後施策の柱の見直しを行う。策定については来年2月に決定する予定で準備を進めている。

会長： では、今後この資料にある「施策の柱」が変わる可能性もあるのか。

館長： この「施策の柱」は状況に応じて見直しを行うとしているが、「教育目標」「基本方針」「施策の方向性」は変わらないため、「施策の柱」も大きく変わることはないのではないか。

会長： では、図書館協議会で議論した意見はどのように反映されるのか。

館長： 私が策定委員会において図書館協議会の意見として報告する。

会長： 質問はあるか。なければ、図書館として学校教育を中心とした取り組みについての議論をお願いします。

副会長： 委員に何うが、小学2年生の図書館訪問は必ず行なうことになっているのか。また、図書館訪問のあとで学校図書館をよく利用するようになったなど、子どもたちに変化はみられるか。

委員： 小学校18校の全校で実施しているとのことで、南鶴牧小学校は近くに唐木田図書館がある。図書館訪問では借り方の約束を教わり、図書館のカードを作ってもらい、学校図書館よりも大きい地域の中にある図書館を体験することができる。また、読み聞かせもしていただけるので、図書館に親しみを持ち、その後も図書館を利用する子どもは多い。子どもたちは地域の中に育っているので、図書館訪問は意義のあることだと思っている。

副会長： 現在、図書館訪問は2年生だけだが、他の学年はいかが。

委員： 生活科でいえば、1年生は学校の中で学校探検などを行い、2年生になると学校の周りに目を向けさせ、3年生になると市内へと広がっていく。その意味では学校の近くにある身近な図書館から入ることは妥当ではないか。

副会長： 学校訪問のあとで学校図書館の活用に変化はあるか。

委員： 子ども向けの図書は学校図書館の方が多いかもしれない。公共図書館ではおじさんやお姉さん、大人が活用している場を見ることが勉強になる。また唐木田には児童館が併設されているため親しみやすく、多くの人が利用する空間を体感することは意義のあること。学校図書館の活用の変化は検証していない。

会長： 学校図書館司書の配置の状況はどうなっているのか。どのような方が配置されているのか。

委員： 多摩市では各学校に一人学校図書館司書が配置されており、他市と比較すると

恵まれた環境である。学校図書館の整備や司書教諭と連携して図書の時間や読書習慣の取り組みを行っている。また夏休み前の課題図書の紹介、テーマでのコーナー作り、例えば七夕の季節には関連図書を展示するなど、司書として能力の高い方が集まっていると感じる。

会長： 学校図書館司書がいることで学校図書館が活用されるようになったということはあるか。

委員： ある。学校図書館司書がいることで学校図書館がきちんと整備され、蔵書点検が行われ、子どもたちのリクエストに応えられる専門性の高さを持っている。調べ学習等では司書に聞きにくる子どもは沢山いる。夏休みの自由研究の前にシートを書かせているが、作成にあたっては司書に質問する子どもも多くいる。

会長： 学校図書館に対しては公立図書館の支援が求められている。(1)③に「市立図書館と合同の図書館システム活用の研修」とあるが、どれくらい活発に学校図書館との連携を図っているのか。

館長： 図書館システムについては「公立図書館用」「学校図書館用」と分かれてはいるが、基本的には共通のシステムを使用しているため、問い合わせ等が図書館に入る。また、市立図書館での利用は終わったがまだ利用可能な図書について、学校図書館への配布をおこなっている。学校図書館司書の研修会が開催される時には、図書館の子ども読書支援係の担当が参加しており、取組状況を共有している。団体貸出で本を貸すだけでなく、図書館職員が学校図書館へ出向き、学校図書館司書とのつながりを強めているところ。

会長： 神奈川県図書館と県立高校はネットワークで結ばれ、パソコン上でレファレンス質問のやりとりを行っている。また、掲示板で調べ学習の本の照会等を行い、学校司書同士が情報共有をしている。学校司書は各学校に一人しかいないため、学校司書同士や公立図書館とのやりとりがあるのはよい。

館長： 多摩市の学校図書館と市立図書館のシステムでは、グループウェアとして共通のメールソフトを導入しているため、学校間及び市立図書館との間でメールのやり取りができる環境になっている。市立図書館に対して、例えば「調べ学習でこのテーマの本が必要になったがどうすればよいか」という問い合わせや相談はよく寄せられている。また、学校間相互のやり取りも行われているのではないかと推測している。

会長： 学校図書館法が改正され学校司書配置の努力義務が定められたバックアップ体制の強化も大切なことである。

副会長： 学校図書館司書の方々の情報交換は定期的に行われているのか。

館長： 学校図書館司書の会合等は、所管である教育指導課主催で行われている。最低でも学期に1回程度は会合が行われていると聞いている。

副会長： 図書館の職員が参加することはないのか。

館長： 子ども読書支援係長をはじめ係員が学校図書館司書の会合に参加している。

-
- 会長： 学校図書館へのバックアップ体制をより強化していただきたい。ほかに何かあるか。
- 委員： 小学校2年生で図書館訪問があり、公立図書館を利用するきっかけを作ることが多いと思う。その後は5年生や中学生に児童図書や文学作品を読ませることが多いが、そのほかに社会問題を図書館との関係で学ぶ機会があるとよい。例えば異なる学校の同じ学年の児童生徒にテーマを与えて、レファレンスブック等で読み込んだ上で集まり、ディスカッションを行う取り組みを公立図書館がしてはどうか。ただ学校の中のことだけをお手伝いするのではなく、新しい視点で子どもたちに様々な問題についてディスカッションさせることを試験的にでも行うとよい。
- 会長： 公立図書館を使って異なる学校の子どもたちが探求的な取り組みをするということか。
- 委員： 学校は異なる方がよい。いつもの慣れている人たちの中ではなく、初めての人とどう交流していくかの体験も小さいうちから必要である。
- 会長： 先程、「教育振興プランではこの取り組みについての記載はないが」という説明があったと思うが、それは計画にはなかったが図書館独自で行ったということか。
- 館長： 平成24年度と平成25年度でそれぞれ取組状況があるが、「豊かな心を育成するための地域への支援」のところで異なっている。「社会教育及び連携」のところに平成25年度には「地域資料の提供」が記載されている。年度ごとにどのような取り組みをしたのかを年度末にまとめており、平成25年度には組織改正を行い地域資料の提供を積極的に行ったため、この取組状況に記載した。すべてが計画で決まっているものではなく、ある程度流動的なものである。
- 会長： 今年の3月に文部科学省が全国の公立図書館の特徴的な取り組みをまとめたものがある。それを見るとこの教育プランにあるような取り組みも出ており、もうひとひねりすると面白くなるのではないかな。例えば職場体験もただ来てもらうのではなく修了証を発行するとか、2ヶ月に1度程度定期的に来てもらい、「子ども司書養成講座」とし継続的に職場体験をしてもらうことはいかがか。様々な地域での取り組みを参考にするとより豊かな事業となるのではないかな。また、東久留米市では科学の本の読み聞かせをしており、サイエンスコミュニケーターと呼ばれる人と一緒に実験を行う試みもしている。学校教育の枠内だけでなくもう少し発展的なものも含めた取り組みも取り入れるとよいのではないかな。
- 館長： それは文部科学省が発表した「図書館実践事例集」だと思うが。その中に東久留米市の事例もあったと思う。東久留米市の場合は理科教育に関する読書活動を長年行ってきた歴史がある。子どもの理科離れや理科教育の振興ということで、学校教育でも理科専科教員の配置などに取り組んでいる。参考にさせていただきたい。

-
- 委員： 保育園の立場からは、基礎となる幼児期にどのような体験をさせてあげたらよいかを考えていた。最初に触れる絵本で空想の世界に浸ることや、「絵本は楽しいもの、興味をそそられるもの」だということを幼稚園や保育園で沢山体験させてあげることが必要。保育園でも聖ヶ丘図書館・永山図書館に子どもたちを連れて本を借りに行っており、公共の場に行く時のルールもあわせて学習できる。幼児期にそれらを体験し、その先に親子で図書館を利用できるようにつなげるために保育園ができることは何かを課題として持ち帰る。今は親の世代には関係なくテレビやDVDなどの映像が多いと感じる。しかしやはり絵本の読み聞かせは子どもたちにとって大切なことだと考えている。
- 会長： 保育園では読み聞かせを行っているか。
- 委員： 常にやっている。また、昨年からボランティアに来ていただいている。保育園の職員ではない大人、職員より年上の大人の話を中心して聞けることは大事。当初は寝転んだり立ち歩いたり大変だったが、ボランティアの方がいろいろ工夫をされているので、子どもたちが引き込まれていく姿が毎回みられ、もう1年以上継続している。
- 会長： 絵本の団体貸出はされているか。
- 委員： 勧めてはいただいているが、現在は検討しているところ。
- 副会長： 昨今言われている小学校1年生の問題（小一プロブレム）も幼児期の問題が解決されないまま小学生になることからおこるのではないか。幼児期の読み聞かせは大切だと思うし、また普段接していない大人に読んでもらうことで集中できるのではないか。そのような機会が増えていくような読書活動振興計画であってほしい。「人が集うところに本がある」ということは、図書館に行かなくても身近なところで本を介してコミュニケーションが図れ、本に親しみがもてるということ。今はスマートフォンで子どもをあやして親は他のことをしているということもよく聞くが、そこでは「こんな本が子どもによい」などということを自然に学ぶことができるのではないか。今度の読書活動振興計画にとっても期待している。
- 会長： 就学前の支援も図書館としていろいろできるのではないか。ほかにはあるか。
- 副会長： ここに「食育」とあるが、これは地域の人に向けてのものではないのか。振興プランとは外れるが、一般の人は食育を意識することが少ないと思うので、学校への支援もよいが同時に地域への支援としてもよいのではないか。
- 館長： 食育については健康推進課が推進している「食育推進計画」があり、こちらは生涯を通じての食育に取り組んでいる。今回の教育振興プランは子どもたちの学校給食の視点が主となっている。
- 副会長： 振興プランでは学校給食だが、図書館としては一般の人も意識して食育に取り組んでいるのか。
- 館長： 図書館の食育展示は子どもを対象としたものだけでなく、各館アイデアを出し、いろいろな観点で取り組んでいる。例えば関戸図書館では「郷土食」をテー

マに展示を行っていた。

会長： では、議題 2 に移る。「多摩市読書活動振興計画について」事務局より説明をお願いします。

館長： 前回の図書館協議会では 7 月に計画の素案を示して意見を伺うと申し上げたが、策定が予定より遅れているため、本日は素案ではなく事務局案の概要を説明する。資料 2-3 をご覧いただきたい。左側の「読書活動の動向」については、「国の動き」「教育観・学習観の変化」「図書館や読書活動における新しい動き」の 3 点で構成している。「(1) 国の言語（国語）・読書に関する動き」としては、平成 12 年の「子ども読書年」から国が読書活動に力を入れ始めたと思われる。その後、平成 13 年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」の公布・施行があり、平成 16 年には文化審議会が「これからの時代に求められる国語力について」答申をしている。その中では国語教育、読書活動の考え方が示されている。平成 17 年には「文字・活字文化振興法」の公布・施行があり、平成 19 年の「学校教育法の改正」では「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養う」とあり、読書に関しすることが明確に位置付けられている。平成 23 年の新学習指導要領の全面実施にあたっては言語活動を中心とした学習活動が進められている。平成 23 年 9 月には国民の読書推進に関する協力者会議が報告書をまとめ、その中に「人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために～3 つの提言～」があり、「読書で人を育てる、「読書を支える人」を育てる」「住民参加で自治体ごとの「読書環境プラン」（仮称）を策定し、実現する」「読書の新しい可能性や将来像を構想し、推進するためのプラットフォーム（基盤となる「場」）をつくる」の 3 つである。このようなことから国としては、言語（国語）の重要性に着目し、読書活動の推進に取り組んでいることが読み取れる。

「(2) 教育観・学習観の変化」としては、ユネスコの「ドロール・レポート」、ESD の取り組み、中央審議会における議論の整理などがあり、教育や学習に対する意識が「個人的な営み」から「社会的な営み」へ移行している。

「(3) 図書館や読書活動における新しい動き」では、平成 18 年 3 月に「これからの図書館像～地域を支える情報拠点を目指して～」という報告書がこれからの図書館の在り方検討協力者会議から出され、ここでは「公立図書館」は課題解決型図書館へ転換していく必要があると示されている。また「大学図書館」においてはラーニング commons の導入が進んでいる。大学図書館が有する資源、資料・図書・情報・スタッフを活用し、学生たちが議論を通じて学習を進め新しい考え方を生み出していく場として設置する例が増えている。それから「民間図書館」「本を使った交流イベント」「読書活動を中心としたコミュニケーションサービス」などでは、本を通じて人と人をいかに結び付けていくかという取り組みが見られるようになった。特に民間図書館では明確にコミュニティづくりを志向し

ているところもある。

次に資料右側の「多摩市の読書活動の課題」をご覧ください。まず市立図書館の課題としては、「分散型図書館運営の限界」がある。これまでの運営体制の抜本的な見直しが必要であり、市議会からも「図書館運営のあり方を見直すべき」という評価を受けている。また、施設のあり方については、「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」を策定し、図書館は現在の7館を3館に集約する方針を示している。この策定にあたっては図書館協議会からも「本館の整備を踏まえた上で（集約）」というご意見をいただいたところ。もうひとつの課題は「地域の潜在力をいかに引き出すか」ということで、ひとつには「コミュニティセンターの活用」がある。第三次総合計画においても「コミュニティセンターの図書コーナーを活用し読書活動を展開していくこと」が示されているが、十分に活用されていないところがある。また、「個人や店舗が運営する本棚の可能性」として、市内には市民や店舗が図書コーナーを設置し、おはなし会などの読書活動を実施している事例がある。これらの活動を広げていくことが地域の潜在力を引き出すことになると考えている。そして、今はそれぞれの取り組みが相互に連携していないため、その連携や支援の仕組みが必要である。

これらの読書活動の動向や多摩市の課題を踏まえて、今後の読書活動振興計画を策定していきたいと考えている。計画の目的としては、多摩市における読書活動の振興を図るため、「子どもの読書活動推進法」「文字・活字文化振興法」に基づく関連施策の策定と実施を定めることとする。目標像は「人が集うところに本があるまち」とし、読書活動を通じて、市内の各所において人づくり、地域づくりが進み、社会活動がより活発になり、新しい公共のまちづくりが実現することを目指す。計画期間については、平成27年4月から平成32年3月までの5か年としたい。なお、子どもの読書活動の取り組みについては、すでに第二次多摩市子どもの読書活動推進計画が策定されているため、この読書活動振興計画では子どもの部分については特に触れずに進めたいと考えている。

次に読書という言葉について定義する必要があると考えている。前回の図書館協議会でも図示したが、4点ほど言葉を整理したい。まず「読書とは」文学作品を読むことに限らず、自然科学・社会科学関係の本や新聞・雑誌を読んだり、何かを調べるために関係する本を読んだりすること。これは文化審議会の答申の中で述べられているもの。「読書体験とは」1冊の本等を読むことで得た知識、感情、感想等。「読書経験とは」読書体験を一つ一つ積み重ねることにより、各人の中に形成された知識、感情、考え方等の基礎となるもの。「読書活動とは」読書が個人的な営みであることに対して、ここでは本を選ぶ、勧める、読みあう、本を並べる、贈りあうことにより、読書により得た情報や読書体験、読書経験を互いに共有しようとする活動を社会的な営みとして位置付けたい。この文言は平成23年9月の国民の読書推進に関する協力者会議報告で提示されている「共読」（共

に読む) という考えからきている。

基本方針と取り組みとしては、基本方針を4つ定めたいと考えている。「読書活動の場の整備」「本を通じた交流の促進」「読書活動を支える人材の育成」「読書活動の基盤となる市立図書館の機能の強化」であり、それらの関係を示したものが右側の図である。「読書活動の基盤となる市立図書館の機能の強化」を基本方針4とし、その上の基本方針3で「人材の育成」を行い、かつ「場の整備」「交流の促進」を行うというもの。なお、人材の育成を通じて場の整備が進み、交流も促進される。さらに整備された場と交流の促進が相互に関連し合い、最終的には人の集うところに本のあるまちが達成されると考えている。なお、基本方針の中の○印は取り組みとして考えられることを挙げており、確定しているものではない。あくまでも取り組みの例として紹介しているものである。説明は以上。

会長： 読書計画の説明をしていただいたが、計画の事務局案について自由に意見を述べる形でよいか。

館長： 基本的には素案ができたところで改めて意見を伺うが、今回、協議会の意見として伺えれば今後の参考とさせていただく。

副会長： この事務局案の中では「基本方針と取り組み」のところが重要であると考えている。人材の育成のところで「読書活動サポーターの育成」「ブックナビゲーター認定制度」とあるが、具体的にはどのようなものか。

館長： 読書活動サポーターというのは、策定委員会の中でも議論しているところ。市内の様々な場所で読書活動を展開するにあたり、活動の中心となる方々をどれほど確保することができるか、育てることができるか、参加していただくことができるかということがポイントになる。読書活動サポーターは市立図書館で活動するのではなく、コミュニティセンターや店舗などの方々が想定される。様々な形で読書活動に関わっていただけの方を考えている。

ブックナビゲーターとして想定しているのは、専門的な知識や経験を持つ人材に読書活動を通じてその知識や経験を活かしていただくということ。資料 2-3 「(2) 教育観・学習観の変化」の「③生涯学習審議会での議論」に「④学習の質保証・向上と学習成果の評価・活用の推進」とある。学習した成果を評価することが必要であると考えた時に「この分野については、この人に聞くとよい」といった方たちが多く参加すれば、何か困った時に「この人に聞けばよい」「この人に相談すればよい情報を提供してもらえ」となり、多くの人にとっての課題解決に役立つと考えている。しかしまだ内容が固まっているものではない。

会長： では少し時間をとるので、各自質問や意見等まとめていただきたい。

副会長： 子どもの読書活動については第二次子どもの読書活動推進計画があるので、この読書活動振興計画では触れないとのことだが、幼児期の読書活動はとても重要であると思っている。この読書活動振興計画を策定するにあたり、子どもの読書活動推進計画も見直す必要があるのではないか。子どものことに触れないで振興

計画を策定すると差異が生じる可能性があると思う。横浜市は子どもの読書計画も含めて計画を策定している。これから策定する振興計画は、すでにある子どもの計画よりも先を見据えたものになると思うので、すり合わせる必要があるのではないかと。できれば子どものことも含めた読書活動振興計画を策定していただきたい。幼児期のことはとても大事なので、「基本方針と取り組み」の中にぜひ幼児期のことも含めてほしい。子ども向けのテレビ番組の話だが、みんなと一緒に遊んでいる子どもたちの後ろで何もしていない子どもがいるが、その子は社会生活に馴染めないまま育っていき小学校で問題になるのではないかとということが何かに書かれていた。幼児期の本との関わり方が振興計画に盛り込まれないのはおかしいのではないかと。

会長： 今回の計画に子どもへの取り組みも盛り込むべきということか。

副会長： そうだ。その盛り込んだ内容と第二次子どもの読書活動推進計画に差異があるかもしれない。読書振興計画の方がさらに前進した内容となるはずなので、表現の仕方にも差異が生じてくると思う。子どもへの取り組みについても一緒にすり合わせをしながら策定した方がよりよいものができるのではないかと。

会長： この計画の中に子どもの読書計画も含めたほうがよいという意見である。

副会長： 含めないのであれば、第二次子どもの読書活動推進計画の改訂版が当然出てくるはず。

館長： 第二次子どもの読書活動推進計画の計画期間は、平成 24 年度から平成 28 年度末までとなっている。第一次の計画後一年間において 23 年度にスタートしているので、計画が存在していない時期があった。子どもの読書も含めてというのはご指摘のとおり。ただ、八王子のように子どもの計画と大人の計画の 2 本立てで策定しているところもある。子どもの読書活動については、今年度は 3 年目で計画が進んでいることもあり、この取り組みをどのようにつなげていくか、またその先の生涯読書の取り組みにどう反映させることができるかということも課題。子どもたちの取り組みがベースとなり、さらに広がっていくところもある。当初は計画 2 本立てということもあるが、振興計画改定時には子どもの読書活動を含めた計画策定をする必要があると考えている。

副会長： 計画が別でも構わないが、途中で見直しをしてもいいと思う。社会変化に伴い現状と合わない部分もある。特に読書活動は範囲が広いので、子どもの部分を除いてというわけにはいかない。例えば、保育園の読書活動に今以上の取り組みを盛り込みたいと思っても、第二次子どもの読書活動推進計画にないのでできないということはないのか。多摩市の読書活動全体を考えたら、振興計画を策定する上で子どもの取り組みについてもよりよいものがあれば、今ある子どもの計画を改めるべきではないか。計画期間は 5 年でも途中の見直しはするべきだと思う。

館長： 現時点ではスケジュール上、子どもの計画の見直しは考えていない。ご指摘のとおり、整合性をとる必要がある場合には見直しが必要となる。その時には取り

組みの中でどう説明していくかということになるが、子どもの計画には改定の仕組みを入れていないので、実績の中で補っていくか、状況変化ということで改めるのか等検討していく必要がある。保育園・幼稚園での取り組みについては、二次計画においても一次計画の反省の中で少し弱かったということがあったので、より多くの場所で読書活動を展開することを目指すのは同じと理解している。

会長： 既存の子どもの読書活動推進計画は、変更はしないが、場合によっては見直すかもしれないということか。

副会長： 振興計画の書き方だと思う。だいたい基本計画でも何でも途中で見直すという文言は普通入るもの。事情が変わることもあるし、年度ごとに検証し、よい方向が見つかれば改定していくものだと思う。一度策定したら5年間何もしないということでは進歩が無い。

会長： 全体を見渡せるような計画のほうがよいと思う。図書館協議会としては子どもの読書活動も含めた振興計画を要望する。

副会長： 計画は複数でない方がいい。ひとつの計画を見ればすべて網羅できるような、生まれてから死ぬまでのことが書かれている方がわかりやすい。市民にとっても、子どものときはこちらの計画で大人になったらまた別の計画というのはよくない。

会長： ほかに、この読書活動振興計画について何かあるか。

委員： 基本方針のところは今後具体的に肉付けされていくと思うが、現在図書館を利用していない人たちを将来的には抱き込んでいく、新しいマーケットを作っていくことを頭に入れて、基本方針1~4を考えていくとよい。図書館だけでなく図書館の外であったとしても、様々な人たちを読書活動に巻き込むという姿勢をどこかに明記したほうがよいと思う。

会長： 読書は好きな人は誰にも言われずにするが、今回の計画はそうでない人も巻き込んでいくということ。

副会長： 子育て支援センターは今後、総合的にネットワークされたものになるよう国が力を入れている。そうした時に読書が関わることは図書館のイメージチェンジにもつながる。読書が必要なのに読書離れが進んでいる。子育て支援の体制を強力に推し進めていこうという時に、子育て支援をバックアップする読書がどう関わるができるか。振興計画には、対象年齢ごとの読書での支援を盛り込んだ方がよい。子育て世代、赤ちゃんを含めての支援が大事であると国が考えているとき、幼児期の読書の大切さが言われている中で、読書が、子育て支援にどう関わっていくかという視点が必要ではないか。

会長： 今のことを基本方針に入れるということか。

副会長： 具体的に子育て支援を入れたいが、基本方針のどこに入るのか。

会長： バランス的には基本方針の下の方と並列でよいと思うが。

副会長： 「基本方針2 本を通じた交流の促進」のところでもよいので、「子育て支援」

を明確に入れてほしい。

会長： ほかに何かあるか。

3点ほど確認させていただきたい。今回は多摩市読書活動ということで図書館の計画は策定しないということだが、今後7館を3館に集約してサービスの体制を大きく変えるということなので、それぞれの地域でどのようにサービスを展開していくかということを図書館の計画として立てる必要があると思う。読書と図書館は重なる部分が多いが、重ならないところもある。図書館のすべての計画は読書計画には入らないので、図書館の計画は別にあった方がよい。

2点目は「2 (2) 地域の潜在力を引き出すこと」で庁外の人たちとも連携して読書活動を推進していくことが謳われている。計画は庁内で策定するようだが、例えばイベント等を行って計画を盛り上げていく、連携を深めていく必要があるのではないか。

3点目は「3 (3) 基本方針と取り組み」について。基本方針はこれでよいと思うが、それぞれ書かれていることが説明的で魅力的ではない。読んだ人にすっと入るような言葉をメインタイトルとし、サブタイトルにこのような説明的なことを書く方がよいのではないか。

館長： 1点目の図書館のサービス計画について。今回は全体的な読書の計画を策定するため、個別の図書館のサービスについては踏み込まない。なお望ましい基準ではサービス計画をつくり図書館の評価をすることが努力義務として定められているので、サービス計画、今後のあり方については図書館として考えいく必要があると認識している。2点目、3点目については、貴重なご意見ありがとうございました。

会長： ほかに何かあるか。

副会長： 振興計画について、「市立図書館の課題」として2点書かれているが、市立図書館の今後の方向性も明確に提示するとよい。多摩市の図書館は評価を実施していないので、現状のままでよいと思ってしまうのではないか。「これからの図書館像」と比較して多摩市の図書館はどうなのか、評価をしないと市民にはわかりにくい。振興計画の中では図書館がどう関わるのか、どのような位置づけなのかを明記する必要がある。

会長： この振興計画に対して市立図書館がどう関わるかを明確にしておくべきということか。

副会長： 地域に読書活動を広げたときに、市立図書館はどのように関わりバックアップしていくのか。そこがなければ従来どおりのサービスで終わるのではないか。

会長： 図書館の役割を最初の段階で明確にする必要があるということ。あわせて庁内の他の部局の役割も明記する必要がある。

副会長： 基本方針のほかに図書館には新たな役割が課せられると思う。多摩市の図書館は7館から3館に集約されるが、サービスでは「これをしていく」というものが

見えてこないといけない。最終的には、「まちづくり」のための「人材づくり」を市長は目指しているようなので、そのためにも図書館の役割をぜひ明確にしたいいただき、図書館資料の予算が増額されることも期待したい。

会長： 図書館の役割を明記することを図書館協議会として要望する。

館長： 現在、学校教育では言語活動、国語科を基盤として教育活動が成り立つという考え方が学習指導要領で示されている。コミュニケーションの基本は言葉であり、知識を得るのは文字である。しかし、読書や教育活動や学習が社会的な営みであるということが実はあまり共有されていない。今回の計画策定にあたり国の動きなどを振り返ってみると、国は言語活動に危機感をもって 15 年間取り組んできたのではないか。学校教育では国語科をベースとした教育活動が行われているように、社会教育の世界でも言語をベースとして教育活動が成り立っているということを市役所の中にも伝えていかないと、「だから図書館が大事」という理解も深まっていかないので説明は尽くしていきたい。

会長： ほかに何かあるか。なければ、今までの意見を計画策定のときに反映させていたいただきたい。

副会長： 今後のスケジュールはどうなっているのか。

館長： 計画の素案ができた段階で送付し、次回議論していただく。11 月からパブリックコメントを予定しているため、その前に素案を送付し議論をお願いしたい。

会長： ほかに何かあるか。なければ本日の予定は終了。これで平成 26 年度多摩市図書館協議会第 2 回定例会を終了する。